

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市高水ふれあいセンター条例第11条
基準規定	周南市高水ふれあいセンター条例施行規則第8条
審査基準	<p>周南市高水ふれあいセンター条例施行規則第8条 （使用料の還付）</p> <p>第8条 条例第11条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、当該理由が生じた後、速やかに周南市高水ふれあいセンター使用料還付申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市高水ふれあいセンター条例第10条
基準規定	周南市高水ふれあいセンター条例施行規則第6条
審査基準	<p>周南市高水ふれあいセンター条例施行規則第6条 （使用料の減額又は免除）</p> <p>第6条 条例第10条の規定による使用料の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第1号及び第6号を除き、冷暖房使用料は、減額し、又は免除しない。</p> <p>（1）市又は教育委員会が主催又は共催するとき。 免除</p> <p>（2）高水ふれあいセンターの設置目的に沿って、市長が別に定める市内の公共的団体が使用するとき。 免除</p> <p>（3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 免除</p> <p>（4）市又は教育委員会が後援するとき。 30パーセント減額</p> <p>（5）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>（6）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入場料に類する金銭又は物品を徴収して使用するときは、使用料の減額又は免除はしないものとする。</p> <p>3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用する3日前までに使用許可・減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用の許可（変更許可を含む。）
処分権者	市長
根拠規定	周南市高水ふれあいセンター条例第5条
基準規定	周南市高水ふれあいセンター条例第5条
審査基準	<p>周南市高水ふれあいセンター条例第5条 （使用の制限）</p> <p>第5条 市長は、前条の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。ただし、第5号の場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 館内の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 建物及び附属施設を毀損するおそれがあるとき。 （3） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあるとき。 （4） 公益を害するおそれがあるとき。 （5） 引き続き4日以上使用するとき。 （6） 高水ふれあいセンターの管理上支障があると認められるとき。 （7） 営利を目的として使用するとき。 （8） その他使用が不相当と認められるとき。
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第8条
基準規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例施行規則第7条
審査基準	<p>周南市ゆめプラザ熊毛条例施行規則第7条 （使用料の還付） 第7条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料を還付する基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。</p> <p>（2） 市の都合により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>（3） 使用日の前日までに使用の取消し又は使用許可事項の変更を申し出て市長がやむを得ない理由があると認めたとき。</p> <p>2 条例第8条第3項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、当該理由が生じた後、速やかに周南市ゆめプラザ熊毛使用料還付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第8条
基準規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例施行規則第5条
審査基準	<p>周南市ゆめプラザ熊毛条例施行規則第7条 （使用料の減額又は免除）</p> <p>第5条 条例第8条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。</p> <p>（1）市以外の官公庁が使用するとき。50パーセント減額 （2）市又は教育委員会が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。市長が定める割合の減額</p> <p>2 条例第8条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第4号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。</p> <p>（1）市又は教育委員会が主催し、又は共催するとき。 （2）ゆめプラザの設置目的に沿って、市内の公共的団体が使用するとき。 （3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 （4）その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用する3日前までに使用許可・減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	許可の制限
処分権者	市長
根拠規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第6条
基準規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第6条
審査基準	<p>周南市ゆめプラザ熊毛条例第6条 （許可の制限）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ゆめプラザの使用の許可をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （2） 施設、備品等を損傷するおそれがあるとき。 （3） その他ゆめプラザの管理上支障があるとき。
標準処理期間	7日
備考	